### 第24回 岩手県景観形成審議会議事録

### 1 開催日時

令和元年11月21日(木)13:30~14:30

## 2 開催場所

エスポワールいわて 1階小会議室

### 3 出席者

岩手県景観形成審議会委員(五十音順)

及川 昌彦委員 小沢 昌記委員 (代理 千葉 裕幸)

勝部敬次委員加藤祐子委員川村久子委員金野万里委員熊谷常正委員佐々木祐子委員

鈴木 重男委員 千葉 一由委員

藤原 智子委員 南 正昭委員

盛合 敏子委員

## 4 議事

事務局: ただ今より、第24回岩手県景観形成審議会を開催いたします。

まず、本日は代理の方も含めまして委員 13名の御出席をいただいており、委員総数 16名の過半数に達しておりますので、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 28条第 2項の規定により、当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、奥州市長、小沢委員におかれましては、本審議会の委員の代理出席に関する 取扱要領に基づき、代理出席の報告をいただいていますので、お知らせします。

続きまして、令和元年 10 月 2 日付けで、任期の満了に伴う委員の改選を行っております。改選後、初めて委員の皆様にお集まりいただいた審議会となりますので、委員の皆様を御紹介いたします。

### 【名簿に沿って紹介】

続きまして、審議会の事務局を務めます県土整備部都市計画課の職員を紹介いたします。

### 【事務局員を紹介】

事務局: 開会に当たり、県土整備部田中道路都市担当技監から御挨拶を申し上げます。

# 【挨拶】

事務局:本日事務局で用意しました資料の確認をさせていただきます。

# 【資料確認】

事務局: それでは、議事の(1)の会長の選出に入らせていただきます。

本審議会の議事は、岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第2項により、会長が会議の議長を務めることとされておりますが、今回が委員改選後、初めてお集まりいただく審議会となりますので、現在、会長及び会長職務代理者が選出されておりません。そこで、(1)の「会長の選出について」は、暫定的に田中技監が議長を務めさせていただきますので御了承願います。

議長: それでは、暫定で議長を務めさせていただきます。議事(1)の会長の選出について、事務局より説明をお願いします。

事務局:今回が委員改選後、初めてお集まりいただく審議会となりますので、まず当審議会の運営方法や審議事項について御説明いたします。それではお手元の資料1を御覧ください。

# 【資料1により説明】

事務局:会長の選出については、岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第1項の 規定により、委員の互選によることとされております。以上で説明を終わります。

議長: ただ今事務局から説明があったとおり、会長は委員の互選によることとされております。つきましては、会長に自薦される方又は会長を他薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

#### 【各委員から推薦なし】

議長:それでは、事務局から提案させていただくこととしてよろしいでしょうか。

各委員:(異議なしの声)

議長:それでは事務局から提案をお願いします。

事務局:事務局といたしましては、改選前に会長を務めていただきました、岩手大学の 南委員に引き続き会長をお願いしたいと考えております。

議長: ただ今、事務局から、南委員に会長をお願いするという案が示されましたが、委員の皆様はいかがでしょうか。

各委員:(異議なしの声)

議長: それでは、南委員、よろしくお願いします。

これで、議事の(1)の「会長の選出について」を終了させていただきます。なお、 岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第2項の規定により、会長が会議の議長 となることとなっておりますので、これ以降は南会長に進行をお願いしたいと存じま す。南会長、議長席の方によろしくお願いします。

会長:委員の皆様方には、円滑な議事の運営につきまして、御協力の程よろしくお願い 申し上げます。

それでは、岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第3項の規定により、会長があらかじめ会長職務代理者を指名することとなっておりますので、指名をさせていただきたいと思います。

改選前に引き続き、熊谷委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

熊谷委員:結構です。

会長:では、議事の(2)の審議会部会委員の選任に入りたいと思います。 事務局の方から審議会部会委員の選任について説明をお願いします。

事務局: それでは、岩手の景観の保全と創造に関する条例第29条第1項の規定に基づく 部会の設置につきましては、資料2を用いて説明をさせていただきます。

# 【資料2により説明】

事務局: なお、部会は、岩手の景観の保全と創造に関する条例第29条第2項の規定により、会長の指名する委員をもって組織することとされております。部会についての説明は以上です。

会長: ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

# 【各委員から質問なし】

会長:特にないようですので、部会の委員を指名いたします。事務局で指名名簿を配ってください。

改選前に引き続き、同じ専門分野の5名にお願いしまして、名簿のとおりですのでよろしくお願いします。

会長:続きまして、議事の(3)諮問事項の議事に進みます。諮問事項の「屋外広告物 条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しよう とする地域又は場所の区分の指定に係る告示の一部改正(案)について」事務局より 説明願います。

事務局: 【資料3により説明】

会長: ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はありませんか。

委員:確認させていただきたいのですが、1の(1)の文化財指定の改正のタイミングですが、前回の文化財指定以降で改正されたのか、あるいは従前から指定されていて、定期的に見直しを諮る中で改正したのか、そのタイミングを教えていただきたいと思います。

もうひとつ範囲のところで、条例に基づいて 100m、500mと指定されているようでありますけれども、選択肢としてそれ以外の距離で指定されることがあるのかということと、文化財の立地条件等で、変更されることがあるのかどうか、確認させていただきたいです。

事務局:まず、改正のタイミングですが、今回新たに指定させていただきました文化財について、一番古いものから紫波町の平井家住宅が平成28年の2月9日に、次に雫石町の小岩井農場が平成29年2月23日、最後に金ヶ崎町の本宮観音堂が平成31年4月16日に文化財指定しております。どのタイミングで告示に載せるかですが、告示の改正の時に、何日までといった基準がある訳ではないのですが、今回、近年文化財指定されたものを併せて一度に告示指定させていただいたものです。

二つ目の文化財からの範囲についてですが、岩手県では現行の屋外広告物条例以前から禁止告示を作っておりました。その当時から住宅を除く国の重要文化財について

は500m、住宅を形成する国の重要文化財、及び県の指定有形文化財については100m として運用をしているところです。その後、屋外広告物条例として条例改正したあと も、同じ範囲指定をずっと行ってきているところでございます。

会長:その都度というより、ある程度まとめてタイミングをみて告示改正するということなのでしょうね。その他いかがでしょうか。

委員:パワーポイントの資料の中で、道路については盛岡市と陸前高田市、平泉町はすでに独自の広告条例を持っているので除外するとお話がありましたが、そうしますと、 重要文化財と県指定文化財については、盛岡市は該当しないのでしょうか。

事務局: そうです。お手元資料3をめくっていただきまして横書きの新旧対照表のうち、 1の(1)ア〜モをご覧になっていただけるとよろしいと思います。

委員:それで、文化財の除外される市町村というのは、資料3の表、条例の5項にあるような形で、具体的に市町村名が載る場合があるのでしょうか。といいますのも、中尊寺が入っています。一方、盛岡市の重要文化財に指定されている建造物の岩手銀行本館、旧盛岡銀行本館が載っていないのはどうしてでしょうか。

事務局:盛岡市及び陸前高田市、平泉町内の文化財については除外されますので、岩手銀行は掲載されておりません。御質問にありました、中尊寺金色堂については、御指摘のとおり平泉町内ですが、この建造物が平泉町の中でも端に位置し、500m区間だと川をまたいで衣川地域を含みますので、その地域を規制するという意味で中尊寺の名前を残していただいております。それで、条項の一番最初に書いてあります(平泉町の区域を除く)というのは、あくまで中尊寺の平泉町内は除かれていますという意味で書いております。

委員:わかりました。ありがとうございました。

会長:そのほかに、御質問はありませんでしょうか。

委員:ただ今の御質問と重なるところがあるのですが、盛岡市と陸前高田市と平泉町の 屋外条例に関しては、県と同じような内容の条例が整備されているので除外して、他 の区域はこの条例で進めているという理解でよろしいでしょうか。

事務局:その通りです。

委員:ありがとうございます。

会長: 3市町だけでしょうか。他にもありますでしょうか。

事務局:そうですね。現時点では3市町になります。

会長:景観計画立てているところはたくさんありますよね。

事務局:景観計画で申し上げれば、一戸町、盛岡市、北上市、奥州市、平泉町、一関市、 遠野市、陸前高田市、釜石市となっております。

会長:他にありますでしょうか。

委員:基本的なことなのですが、1ページ目にあります、屋外広告物条例6条の2項の 定める基準とは具体的にどの様なことを指すのでしょうか。景観条例に基づく基準と 同じような基準があるのでしょうか。例えば、看板の設置位置や色彩などの基準があ り、それが適用されるということなのでしょうか。

事務局: どのような規制を敷いているかと言いますと、景観条例とは若干異なり、基本は、掲出する屋外広告物の高さ、大きさというところです。最大投影面積、高さ、各々の相互間距離、個数などが許可基準になっています。今回の告示で範囲を指定することにより、通常の規制より若干、強い規制を敷くこととなっております。

委員:規制についてお伺いしたいのですが、本宮観音堂のうしろに多くの商業施設がありまして、今後、看板や屋外広告物が頻繁に変わると思われます。基本的に改正は賛成であり、意義はないのですが、運用面において色々と問題となりそうですが、商業施設などに通知は行っているのでしょうか。

事務局:今回の改正案について可決いただいて、改正した際には、現状建っている広告物に対して通知はさせていただく事になります。規制の適用は施行日からになりますが、屋外広告物条例では経過処置があり、規制が成立した施行日から最大で3年間の間に是正していただきたいということで、県から通知、指導し、直ししていただく流れになっております

委員:範囲を見ると、同じ商業施設内でもビックハウスは規制がかからず、ダイソー、

ツルハドラックは規制がかかって直さなければいけないので、その辺の運用をスムーズにしていただきたいと思います。それと、日詰の商店街ですが、それほど大きな広告はありませんが、私どもも、平井家の文化財の調査に関わらせていただいた経緯もあり、この辺りも、景観的に非常に重要だと感じておりますので、小さな商店街への通知も是非、御配慮いただければと思います。

会長:実際に運用していくことに関しては配慮が必要ということですね。

会長:他はよろしいでしょうか。

それではこの諮問事項については、原案のとおりこれを認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員:(異議なしの声)

会長:それでは、原案のとおりこれを認めることとします。

以上で本日の審議会で予定していた事項は、すべて終了いたしましたが、委員の皆様からその他、何かありますでしょうか。。

各委員:(なしの声)

会長: それでは、本日の審議は以上を持ちまして終了いたします。円滑な議事の進行に 御協力いただき、ありがとうございました。これにて事務局にお返しします。

事務局:南会長ありがとうございました。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第24回岩手県景観形成審議会を閉会いたします。